

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	<p>上位目標「東エルサレムの学校や地域社会施設において、人々の健康を守り健康を促進させるための仕組みをつくり、発展させる。」</p> <p>パレスチナ自治政府、学校、地域社会施設の協力を得て事業は円滑に実施され、トレーニングを受けた人々による自発的な活動も行われた。健康診断、巡回診療、サマーキャンプを実施し、住民の健康管理と健康に対する意識向上にも貢献した。</p>
(2) 事業内容	<p>① 生徒のトレーニング：4校で、保健委員会の72人の生徒に対し、栄養、衛生、救急法などの講習（計10セッション）を実施。各委員会には、タスキと救急バッグを提供した。JVCとMRSは、2週間に一度、事業1期目に対象となった委員会を含め、計8つの保健委員会の活動のフォローアップを行った。保健委員会の生徒は、自ら作成したポスターを校内に貼り、校内ラジオで健康や衛生に関するメッセージを伝え、健康・栄養に関するキャンペーンを学校や周辺地域で実施するなど、他の生徒や地域住民の健康・環境に対する意識向上に努めた。</p> <p>② 教師のトレーニング：34校と4箇所の幼稚園の45人の教師が、健康教育や救急法に関するトレーニング（計12セッション）を受けた後、JVCとMRSのサポートのもと、上記①の活動で対象となった保健委員会の生徒と協力しながら、学校や幼稚園で健康教育を実施した。JVCとMRSチームは、トレーニング終了後も1ヶ月に1～2回程度ずつ訪問し、健康教育用の教材や物品を必要に応じて提供し、教師による健康教育のフォローアップを行った。</p> <p>③ 学校に対する健康に良い環境づくりの指導：JVCとMRSチームは、45校に対し、モニタリングと訪問指導を行ったほか、上記②の講習で、教師45人に対し、学校の衛生環境についての講習を実施。講習参加者は、自らの学校の環境改善のための活動を行うようになった。また、6校と2箇所の幼稚園の教師10人（8人の学校教師と2人の幼稚園教師）に対し、15時間の救急法トレーニングを実施。これら教師は、各校で応急処置を担当するようになった。</p> <p>④ 生徒・幼稚園児に対する健康診断：16校の1年生505人に対し健康診断を実施し、15校の5・8・10年生の1,253人に視力検査を実施。また、25箇所の幼稚園の957人の幼稚園児に対して健康診断を行った。MRSチームの指導と、教師と自治政府の協力のもと、紹介された問題のフォローも適切に実施された。</p> <p>⑤ 生徒・園児・親に対する健康教育：53校の16,494人の生徒と、15箇所の幼稚園の940人の園児に対し、健康教育の講習を実施。交通ルールを教える教材や健康に関する絵本など利用し</p>

	<p>た。また、学校生徒と幼稚園児の親に対する健康教育では、学校生徒の親の関心の低さと出席率の悪さが主な原因となり、11校と5箇所の幼稚園で、329人の親（学校生徒の親247人、幼稚園児の親82人）に対して健康教育を提供するに留まった。</p> <p>⑥ 地域住民に対する救急法トレーニング：5つのグループの、計87人の青少年に対し、21時間の救急法トレーニングを実施。うち24人に対し、実地訓練を含めた上級者トレーニングを行った。講習受講者はエルサレム各地で活動する6つの救急法委員会に参加し、ボランティアの救急活動を行うようになった。各救急委員会には、救急バッグと応急処置用の機材・医薬品を提供した。</p> <p>⑦ 地域住民に対する健康教育と健康診断：違法入植地や分離壁により孤立した村落等で、83回の巡回診療を実施し、1,527人の住民の健康診断を実施。必要に応じて医薬品を処方し、92件の問題を専門医に紹介した。現地の政治状況の悪化により、当初予定されていた10箇所のサマーキャンプのうち4箇所が中止されたため、健康教育のセッション実施数は73回、セッションに参加した子ども数は333人に留まった。サマーキャンプでは、交通ルールや健康に良い食事内容などを教えるための教材などを提供した。</p>
<p>(3) 達成された効果</p>	<p>【指標1】 学校に保健委員会が設立され、健康に対する意識を促進させることができるようになる。</p> <p>【指標1.1】 4校の学校に保健委員会が設置される。</p> <p>【効果】 4校に保健委員会を設置し、72人の生徒が参加した。</p> <p>【指標1.2】 40人の保健委員会のメンバーが他の生徒たちに教えられる知識と技術を習得する。(トレーニングを受けた生徒の80%以上が、70%以上の健康に関する正しい知識を得る)。</p> <p>【効果】 72人が受けたトレーニング後のテストでは、100%の生徒が、70%以上の正解を得た。</p> <p>【指標2】 学校教師が、生徒たちに健康教育を行えるようになる。</p> <p>【指標2.1】 20校の教師が、生徒に特定のトピックに関して教えられる知識と技術を習得する。(トレーニングを受けた教師の85%以上が、80%以上の健康に関する正しい知識を得る)</p> <p>【効果】 38校の45人の教師(41人の学校教師と4人の幼稚園教師)に対し、健康教育と救急法の講習を実施。講習前テストでは、80%以上の正解を得た教師は8%であった一方、講習後のテストでは、80%以上の正解を得た教師は41%(約5倍増)となり、</p>

参加者の大半が知識と技術を向上させた。試験内容が難しかったため、全体的な正解率は低かったため、来期は試験内容を改善したい。

【指標 2. 2】 学校教師たちが、特定のトピックに関して健康教育を生徒たちに対し行えるようになる。

【効果】 トレーニングを受けた教師たちは、学校や幼稚園で、平均月 2 回の健康教育講習を生徒や親たちに対して行うようになった。

【指標 3】 学校が、健康に良い学校の環境を保つ重要性を意識できるようになる。

【指標 3. 1】 20 校の学校教師が、環境が健康に与える影響についての知識を得る（トレーニングを受けた全ての教師が、90%以上の学校環境に関する正しい知識を得る）。

【効果】 上記②の講習において、45人の教師に対し、学校の衛生環境についての講習も実施。トレーニング終了後に実施したテストでは、100%の教師が90%以上の正解を得た。

【指標 3. 2】 20 校に応急処置を担当する教師がいるようになる。

【効果】 新たに10人の教師（8人の学校教師と2人の幼稚園教師）に対して救急法トレーニングを実施。これらの教師は、各校で応急処置を担当するようになった。今期は目標に達することができなかったため、本事業3期目に、本事業1期目と2期目に救急法トレーニングを受けた教師が、各学校・幼稚園で応急処置を担当し続けているか確認作業を行うとともに、新たに30人以上の教師に救急法トレーニングを行い、3年間で計60校の計60人の教師が応急処置を担当するという目標を達成できるように努める。

【指標 3. 3】 45校の学校教師が、それぞれの学校の環境における問題点や改善すべき点について理解する。

【効果】 45校に対し、学校環境の事前事後評価と訪問指導を実施。事前事後評価では、トイレや教室の匂いや清潔さは改善されたが、学校の予算不足と法的制約により、教室の窓・机の修復や校庭・教室の拡張などの点では改善が見られなかった。他方、上記3. 1の講習を受けた教師は、学校環境における問題点や改善すべき点を理解し、生徒に掃除をさせ、自らも休憩中に校庭を掃除し、校庭に植樹し、壁を塗り替え、リサイクルのペットボトルで教室を飾り付け、校内の売店で売られている食品の内容を監督するようになった。

【指標 4】 学校教師が、生徒・子どもの健康に関する問題をフォローアップできるようになる。

【指標 4. 1】 学校教師が、医師により紹介された問題をフォローアップすることの重要性に対する意識を向上させ、紹介された問題の90%以上が、紹介後に適切にフォローされるようになる。

	<p>【効果】 1,758人の生徒と957人の園児に対し、健康診断を実施。肥満や視力低下など親が深刻に受け止めない問題が多く、専門医に適切に紹介された問題は82%に留まった。他方で、行政や学校との連携は強化され、教師や政府職員の意識向上が見られた。</p>
	<p>【指標5】 学校生徒、子ども、親たちが健康に関する知識を得られるようになる。</p>
	<p>【指標5.1】 毎年、約16,000人の生徒および約900人の幼稚園児が健康に関する知識を得られ、うち80%以上が70%以上の健康に関する正しい知識を得られるようになる。</p> <p>【効果】 16,494人の生徒と940人の園児に対し、健康教育の講習を行った。13校の381人の生徒を対象に、講習の終了後に実施したテストでは、93%の生徒が70%以上の正解を得た。</p> <p>【指標5.2】 約475人の学校生徒および幼稚園児の親が、健康に関する知識を得られる。</p> <p>【効果】 329人の学校生徒と幼稚園児の親が、健康教育の講習を受けた。うち247人に行った事前事後テストで正解を得た参加者の割合は、講習前では72%（178人）であった一方、講習後には90%（222人）となり、知識の向上が見られた。他方、学校生徒の親の健康教育では、出席率が予定より低く、目標に達しなかった。この反省を踏まえ、本事業3期目では、事前の調整と呼びかけをより積極的に行い、複数の学校から親を集めて健康教育を実施するなどして、親の出席が増えるように努める。</p>
	<p>【指標6】 東エルサレムの青少年の間に、救急委員会が設立される。</p>
	<p>【指標6.1】 約75人の青少年が、救急法の知識と技術を得られ、80%以上が70%以上の救急法に関する正しい知識と技術を得られるようになる。</p> <p>【効果】 87人の青少年に対し、救急法講習を実施。講習後に実施したテストで、96%以上の参加者が、70%以上の正解を得た。</p> <p>【指標6.2】 救急法を習得した上記青少年の中から、アクティブなボランティア10人が2つの救急法委員会を設立する。委員会は地域の救急法のニーズに応える活動を自主的に行う。</p> <p>【効果】 救急法講習を受けた87人から24人を選抜し、専門的な救急法講習を実施。受講者は、エルサレム各地で活動する6つの救急委員会に各自参加し、現場医療チームのサポートを受けながら、ボランティアの救急活動を始めるようになった。</p>
	<p>【指標7】 対象地域の住民が、健康に関する知識と健康に対する意識を得られるようになる。</p>

	<p>【指標 7.1】 約450人の地域住民が、健康と衛生に関する知識を得られ、80%以上が、70%以上の健康と衛生に関する正しい知識を得られるようになる。</p> <p>【効果】 612人の住民に対し、健康教育講習を実施。講習後のテストでは、92%の参加者が、70%以上の正解を得た。</p> <p>【指標 7.2】 約400人の地域住民が、健康診断および個人カウンセリングを通し、自らの健康状態に対する意識を向上させる。</p> <p>【効果】 1,527人の住民に対し、健康診断と個人カウンセリングを実施。高血圧や糖尿病などに関するパンフレットも配布し、健康に関する意識の向上と生活の改善を促した。</p> <p>【指標 7.3】 約900人の青少年、子どもたちが、サマーキャンプでの健康教育で、健康と衛生に関する知識を得られる。</p> <p>【効果】 各地のサマーキャンプで、延べ333人の青少年と子どもが、健康教育や救急法講習を受け、健康と衛生に関する知識を得た。当初予定していた10ヶ所のキャンプのうち4ヶ所が急遽中止されたため、当初の目標数を達成することができなかった。</p>
<p>(4) 持続発展性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8校に保健委員会が設立され、生徒たちが学校全体の生徒の健康に対する意識を高めるための活動を独自に継続できるようになってきた（事業内容①と【指標①】を参照）。 ・ 学校教師が、健康教育の講習を受け、JVCとMRSの定期的なフォローアップを受けたことで、自らの学校の生徒に健康教育を継続して行えるようになってきた（事業内容②と【指標②】を参照）。 ・ 各学校が、生徒の健康に良い学校環境や、健康に関する問題をフォローアップする体制を自ら保つことができるようになってきた（事業内容②③④および【指標①】【指標②】【指標③】を参照）。 ・ 救急法委員会が設立され、独自に活動を行うようになってきた（事業内容⑥と【指標⑥】を参照）。 ・ 住民の健康診断の際に、健康に関するカウンセリングや講習を行い、生活習慣病や健康的な生活習慣に関するパンフレットも配布して、健康への意識向上を促した（事業内容⑦と【指標⑦】を参照）。 ・ 救急法委員会や保健委員会のメンバーや、健康教育トレーニングを受けた教師は、インターネット上でグループを結成したり、定期的に会合を行ったりするなど、情報交換と交流の場を設け、自主的に発展していくための取り組みを行うようになった。 ・ 健康診断に参加する学校（生徒）や住民が診療費・医薬品代の一部を負担することで、事業終了後に健康診断を継続できるようにするという目標については、本事業の対象となっている住民の大半が、孤立した集落の住民やベドウィンなど経済的に厳しい状況に置かれ

た人々であり、診療費・医薬品の一部を負担してもらうことが容易でないことが判明した。学校での健康診断の一部負担についても、健康診断をパレスチナ自治政府教育省・保健省の方針に従って実施しているため、生徒に費用を負担させることができないことが判明した。もし仮に、住民や生徒たちに費用の一部負担を強要した場合、学校や住民は健康診断を受け入れなくなる可能性が高く、その場合、事業目標が達成できなくなる恐れがあることも分かった。

東エルサレムでの学校地域保健は、本来はパレスチナ自治政府が担うべきものである。それができないのは、イスラエルの併合政策・占領がパレスチナの政治的・法的・経済的自立を阻んでいるためである。こうした問題を解決するためには、日本国外務省の「対パレスチナ自治区 国別援助方針(2012年12月)」で指摘されるように、パレスチナ人の主権を確立することが最も効果的である。そのためには、日本の政府と市民社会が一丸となり、イスラエル政府に対し、占領、入植、封鎖、およびパレスチナ人に対する差別的政策をやめるように強く働きかけ続けることが不可欠である。